

(参考2) 本市の障害福祉サービス等事業所数

(平成30(2018)年2月1日現在)

(単位：か所)

区分		施設内容	事業所数	
根拠法令… 障害者総合支援法	訪問系サービス	居宅介護	障害者（障害支援区分1以上）等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施	288
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的・精神障害者（障害支援区分4以上）の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動介護を実施	278
		同行援護	視覚障害のため、移動が著しく困難な障害者等に外出時に同行し、代筆・代読などにより必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を実施	65
		行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障害者（障害支援区分3以上）等の行動援護、外出時の移動介護等を実施	8
		重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者（障害支援区分6）等に、居宅介護その他のサービスを包括的に提供	0
	日中活動系サービス	生活介護	障害者（障害支援区分3以上：50歳以上の場合は2以上）に、入浴、排せつ、食事等の介護を実施するとともに、創作的活動等の機会を提供	47
		自立訓練（機能訓練）	身体障害者等への身体機能の回復等に必要なりハビリテーション等を実施（期間は18か月を標準とする）	1
		自立訓練（生活訓練）	知的・精神障害者が自立した日常生活を営むために必要な訓練等を実施（期間は24か月（長期間入院・入所していた場合は36か月）を標準とする）	7
		就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施（期間は24か月を標準とする）	24
		就労継続支援（A型：雇用契約あり）	一般企業等への就労が困難な障害者（雇用契約に基づく就労可能な65歳未満（利用開始時）の障害者）に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施	38
		就労継続支援（B型：雇用契約なし）	一般企業等への就労が困難な障害者に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施	98
		療養介護	病院等において、医療と常時介護を要する障害者（障害支援区分5以上又は6）への医療的ケアや介護等を実施	1
	短期入所	介護者が病気等の場合において、短期間の入所による介護等を実施	44	
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	障害者（65歳以上の身体障害者は、65歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。）が共同生活を行う住居において、日常生活上の援助等を実施	28 (住居数55)	
	障害者支援施設	施設に入所する障害者に対し、主として夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を実施（施設入所支援）するとともに、日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）を提供	18	
根拠法令… 児童福祉法	障害児支援	児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施	42
		医療型児童発達支援	肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を実施	2
		放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を実施	167
		保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を実施	4
		福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を実施	4
		医療型障害児入所施設	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施	1